

ひとり親家庭のお母さん・お父さん

資格取得を支援します

市では、ひとり親家庭のお母さん・お父さんが自立するための資格取得を支援する事業を行っています。支援を受けるためには事前相談が必要です。興味のある人は市こども未来課にご連絡ください。



人吉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

専門的な資格を取るために養成機関で勉強する人を経済的に支援するものです。

対象者 (次の全てに当てはまる人)

- ・市内に住所があり、児童扶養手当受給水準の母子家庭の母または父子家庭の父
- ・養成機関で6カ月以上のカリキュラムを修業し、資格取得の見込みがある人
- ・就業または育児の事情で受講との両立が困難であると認められる人
- ・求職者支援制度による職業訓練受講給付金や雇用保険の訓練延長給付などを過去に受給していない人
- ・過去に高等職業訓練促進給付金などを受給していない人

※令和8年度に受講する人(これから受験予定の人を含む)は必ずご相談ください。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師など

支給内容

(1) 高等職業訓練促進給付金

養成機関に修業期間中の経済的な支援です。

支給額	月額10万円 (市民税課税世帯は70,500円) 修業期間の最後の12カ月は月額14万円 (市民税課税世帯は110,500円)
支給期間	修業期間の全期間(上限48カ月)

(2) 修了支援給付金

養成機関を修了後、支給します。

支給額	5万円(市民税課税世帯は2万5千円)
申請受付期間	全課程修了日から30日以内

人吉市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

市が指定した教育訓練給付講座^{*1}を受講した人に給付金を支給^{*2}します。

※1 詳しくは市こども未来課にお問い合わせください。

※2 原則として一度だけの支給です。

対象者 (次の全てに当てはまる人)

- ・市内に住所があり、児童扶養手当支給水準の母子家庭の母または父子家庭の父
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人
- ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない人

支給額

講座受講料の60%を受講修了後に支給します。
※支給額の上限は20万円。1万2千円を超えない場合は支給対象になりません。

申請受付期間

受講講座開始日の1カ月前

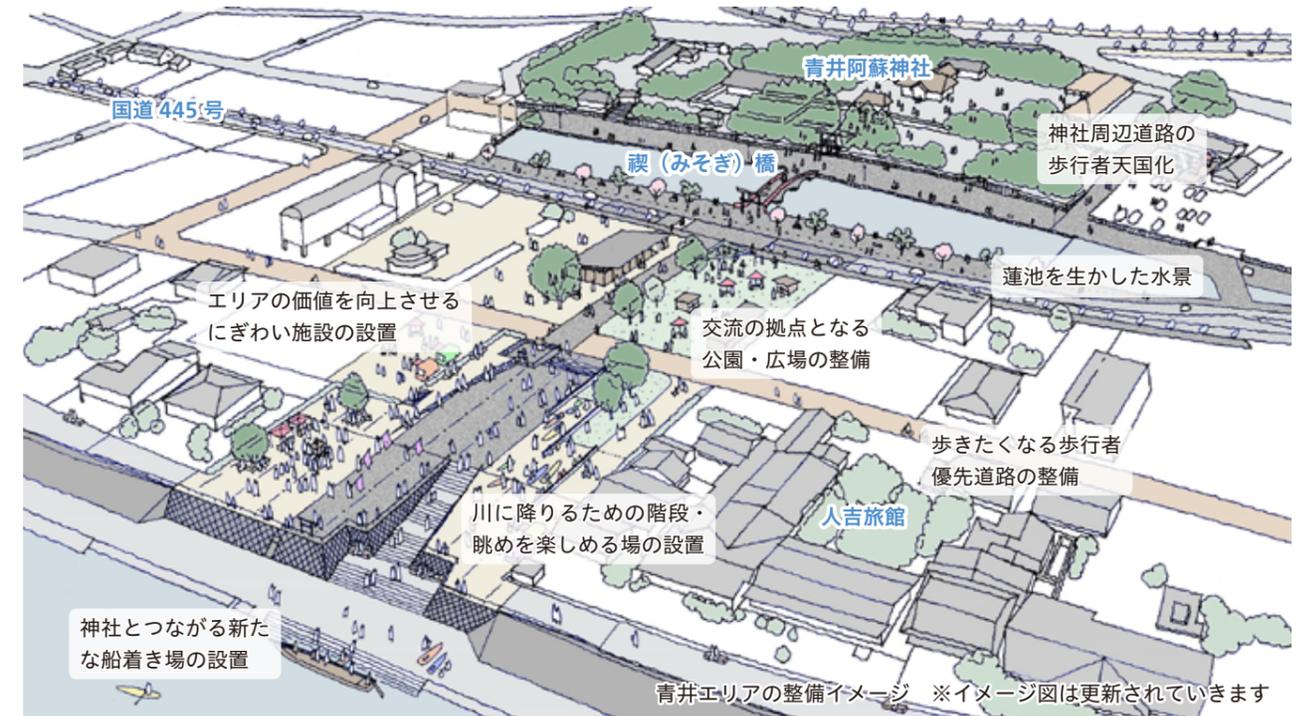


問合せ 市こども未来課こども福祉係 (☎22-2111 内線1255)

HITONOWA ACTION の経過を報告します

市では青井阿蘇神社周辺のまちづくりに取り組んでいます。人吉球磨に残る数々の歴史的建造物の代表であり、地域住民の心の拠り所である青井阿蘇神社と連携し、人吉球磨に点在する歴史的建造物や相良三十三観音、日本遺産をつなぐ歴史・文化の拠点

としての機能を強化。また、球磨川から神社までの参道の整備による観光機能や回遊性の向上などを確かめるため、実証実験を行いました。今後も公民連携による市民や来訪者の交流の拠点づくり、道路などの整備を進めていきます。



市が進める今後のまちづくりに向けた社会実験「HITONOWA ACTION」。令和7年10月～令和8年1月に青井阿蘇神社周辺で実施した社会実験の一部を紹介します。



◀神社周辺の市道を車両通行止めにし、歩行者が優先の回遊動線を確認した



◀球磨川くだり株式会社の協力を得て、特別コースの試航



▲球磨川からの参道の演出として柱を設置し、あかりで豊かな雰囲気

▶仮設階段を設置し、川から神社までの動線を確保



問合せ 市街地復興課市街地復興係 (☎22-2111 内線2216)